

社会福祉法人サンライフ／社会福祉法人サン・ビジョン

次世代育成支援対策推進法による

一般事業主行動計画(第3回)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間:平成29年7月1日～平成34年6月30日までの5年間
2. 内 容:

〔目標1〕

子供を育てる労働者が利用できる事業所内託児所施設の設置及び運営

<対策>

- 平成29年度～ 愛知県名古屋市内に事業所内託児所を設置、職員への周知

〔目標2〕

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策2>

- 平成29年度～ 管理職員に対し、育児・介護休業法等に関する研修の実施
- 平成30年度～ 入社時に各制度の説明を実施、各制度に関する研修を実施
男性職員に育児休業が取得できることの周知、啓発

〔目標3〕

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

(年次有給休暇取得率80%以上)

<対策3>

- 平成29年度～ 計画的な取得を行うため業務の見直しを行う
取得状況のとりまとめなどによる取得促進の為の取組みの開始